

基本目標3

魅力あふれる持続可能なまちをつくろう

| | | |
|------|----------------------------|--|
| 環境 | 潤いある景観の形成 | ① 水と緑のネットワークの形成を図ります ② 公園、緑地の整備と管理体制の充実を図ります ③ 地域の特性を活かした景観の整備を図ります |
| | 安心とやすらぎを感じられる環境づくり | ① 人と環境にやさしい居住環境づくりをします ② ユニバーサルデザインのまちづくりをします ③ やすらぎのある斎場の運営を行います |
| | みんなで取り組む自然環境の保全と快適な生活環境の確保 | ① 環境教育、環境学習の充実を図ります ② 参加と協働により環境美化の促進を図ります ③ 自然環境の保全に努めます ④ 公害の予防と監視、指導の強化を図ります ⑤ 不法投棄の防止に努めます |
| | 持続的な循環型社会の実現 | ① 資源、エネルギーの有効利用を図ります ② 3R（発生抑制、再使用、再生利用）の促進を図ります ③ 廃棄物の適正処理に努めます |
| | 排水対策の推進 | ① 汚水処理施設の充実を図ります ② 下水道事業の普及推進と健全な経営に努めます |
| | 安全な水の安定供給 | ① 安定供給に向けた体制づくりを進めます ② 水道施設の更新、整備を進めます ③ 運営の効率化を図ります |
| 都市基盤 | 自然と調和した土地利用の推進 | ① 秩序ある土地利用を推進します ② 緑豊かな田園環境を保全します ③ 地域におけるまちづくりの促進を図ります |
| | 道路網の整備、充実 | ① 道路環境の維持、向上を図ります ② 地域幹線道路の整備を進めます ③ 生活幹線道路、生活道路の整備を進めます ④ 高規格道路の整備を促進します |
| | 公共交通ネットワークの充実 | ① 公共交通の利便性向上を図ります ② 公共交通の環境整備を進めます ③ 公共交通の利用促進を図ります |



● 現状と課題 ●

鈴鹿山麓から丘陵地域にある自然環境（鈴鹿山系の樹林地、丘陵地の樹林地や里山、河川、農地）には、水や酸素の供給源、生物多様性の維持、洪水などを防ぐ防災機能など様々な役割があります。さらには、人が自然に触れあえる貴重な場所でもあることから、自然環境を保全し適正に維持管理していくことが重要となっています。また、大羽根公園、大羽根緑地、朝明緑地、三滝川いこいの広場の4つの都市公園があり、県営の北勢中央公園、三重県民の森など多くの公園、緑地に恵まれていますが、身近な公園や広場の整備も求められています。

平成16年に景観法が施行され、景観法に基づく三重県景観計画により、平成20年4月1日から一定規模以上の開発及び建築行為等については、届け出が必要となっています。

近年、太陽光発電施設の設置が増加しており、地域住民とのトラブル防止のため、県では平成29年に三重県太陽光発電施設の適正導入に係るガイドラインを策定し、事業者に対して、地域住民への情報提供や地域との調和を図りつつ適切な導入を進めることを求めており、当町においても、特に自然環境に配慮した景観の形成が望まれています。

● 目指す方向 ●

- ① 水と緑のネットワークの形成を図ります
- ② 公園、緑地の整備と管理体制の充実を図ります
- ③ 地域の特性を活かした景観の整備を図ります

● 関連する個別計画 ●

- ・四日市広域緑の基本計画（①②）
- ・菰野町都市マスターplan（③）

● それぞれの役割 ●

| 町民・地域の役割 | 行政の役割 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・地域の自然環境や景観に関心を持つ ・地域の公園を地域の憩いの場として積極的に利用する ・地域の公園の維持・管理に参加する | <ul style="list-style-type: none"> ・森林、東海自然歩道、水辺空間を環境資源として保全し、水と緑のネットワークの形成を図る ・地区の特性に配慮した公園、緑地の整備を促進する ・公園を災害時の避難場所に活用できるよう再整備する ・景観法に基づき、開発や屋外広告物に対する規制について適正な指導に努める ・景観の形成に関するルールづくりなど、町民、事業者への景観づくりの支援、誘導を行う |



安心とやすらぎを感じられる環境づくり

● 現状と課題 ●

本格的な高齢化社会を迎え、安心して住み続けられる住宅環境がますます求められています。また、住宅の機能向上や暮らし方の工夫などにより、環境負荷の低減を実現していくことも、居住環境を考える上で重要な観点となっています。高齢者や障がい者をはじめ、誰でも安全で快適に生活できるようユニバーサルデザイン¹³のまちづくりの観点を取り入れつつ、新たな住宅及び居住環境の施策の検討が必要となっています。あわせて、倒壊の危険が伴う特定空家等¹⁴に対する対策が求められることから、空き家の状況を的確に把握し、有効な方策を取り入れていくことが必要です。

町斎場については、平成2年に建設された火葬場は、火葬炉等設備の老朽化が顕著になっており、安全で安定的な火葬業務に支障をきたさないようにしていく必要があります。また、葬祭会館についても葬儀に対する考え方の変化に合わせた運営が求められています。

● 目指す方向 ●

- ① 人と環境にやさしい居住環境づくりをします
- ② ユニバーサルデザインのまちづくりをします
- ③ やすらぎのある斎場の運営を行います

● 関連する個別計画 ●

- ・菰野町空家等対策計画（①）
- ・菰野町公営住宅長寿命化計画（①）
- ・四日市広域緑の基本計画（①②）
- ・菰野町都市マスターplan（①②）
- ・菰野町障がい者福祉計画（②）

● それぞれの役割 ●

| 町民・地域の役割 | 行政の役割 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・倒壊の危険がある空き家の情報を提供する ・地域コミュニティ内の連携を図り、空き家が放置されない環境をつくる ・周辺環境に悪影響を及ぼす空き家とならないよう自己管理に努める | <ul style="list-style-type: none"> ・防災、防犯、居住性に配慮した住まいづくりに関する情報提供を行う ・高齢者や障がいのある人に配慮した住宅の普及に努める ・公共施設の新設、改築などの際は、ユニバーサルデザインを配慮する ・安らぎのある斎場の運営に向けて、補修など適切な維持管理を行う |



みんなで取り組む自然環境の保全と 快適な生活環境の確保

● 現状と課題 ●

鈴鹿山脈や郊外に広がる農地などの豊かな自然と緑は、当町にとってかけがえのない貴重な資源であるとともに、水源涵養や保水など多様な役割を担う重要な環境資源となっています。また、地域の環境や私たちのくらしは、多くの生物が生態系を形成することで支えられています。しかし、都市化の進展や生活様式の変化に伴い、多様な生物の生息地が徐々に減少するとともに、産業構造の変化等により、森林や農地の管理が行き届かず、放棄や減少する傾向が見られ、環境保全能力の低下が懸念されています。

当町では、平成22年の生物多様性条約締結国際会議（COP10）関連会議開催後10年が経過し、身近で貴重な自然環境や豊かな生物多様性を次世代に引き継ぐためには、住民の主体的な環境再生・保全活動を促し、持続可能な環境共生型の地域づくりを進める必要があります。そのためには、学習機会の創出や人材育成が求められています。一方、近年では、特定外来生物による生活被害の事案も増えてきており、住民主体で継続的な取り組みが行われておりますが、適正な対処方法の周知を図る必要があります。

● 目指す方向 ●

- ① 環境教育、環境学習の充実を図ります
- ② 参加と協働により環境美化の促進を図ります
- ③ 自然環境の保全に努めます
- ④ 公害の予防と監視、指導の強化を図ります
- ⑤ 不法投棄の防止に努めます

当町では、良好な生活環境に恵まれたまちをつくるため、住民主体による「クリーン大作戦」などの美化活動が例年実施されています。今後も、住民一人ひとりの美化意識を高揚させるとともに、住民、事業者、行政が協働の関係を強めて美化活動や公害、不法投棄の防止対策を進めていくことが求められています。

● 関連する個別計画 ●

- ・四日市広域緑の基本計画（③）
- ・菰野町都市マスターplan（③⑤）
- ・菰野町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（⑤）

● それぞれの役割 ●

| 町民・地域の役割 | 行政の役割 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・環境問題に関心を持ち、環境美化意識や生活マナーの向上を心がける ・環境保全活動に積極的に参加する ・家庭での環境対策に対する取り組みを実践する ・不法投棄を発見した場合の通報と不法投棄をされない環境づくりを行う <p>・町民、地域、企業、行政の協働により、環境美化意識や生活マナーの向上を促進する</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・環境に配慮した行動の実践を促すため、環境教育、環境学習の充実を図る ・自然環境に対する町民や事業者の意識高揚を図るとともに、町民が主体となった環境保全活動に関する支援を行う ・公害発生を未然に防止するため、大気、水質、騒音における監視・測定体制の充実に努める ・不法投棄等の防止の啓発とパトロールを実施する |



持続的な循環型社会の実現

● 現状と課題 ●

地球温暖化の進行は、私たちの日々の活動すべてが大きく関係していると言われています。東日本大震災における福島第一原子力発電所事故の影響や、政府の固定価格買取制度の開始により太陽光発電などが普及し、再生可能エネルギーへの関心が高まってきたが、二酸化炭素の顕著な排出削減には至っていないのが現状です。

平成 27 年にパリで開催された COP21 において、京都議定書に代わる温室効果ガス削減のための国際枠組みとしてパリ協定が採択され、平成 28 年 5 月に日本の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画である「地球温暖化対策計画」が策定されたことから、この削減目標達成に向けた対策を進める必要があります。

生活全般において温室効果ガスの排出を削減し、持続的な循環型社会を実現するため、引き続き、再生可能エネルギーの普及拡大や省エネルギー化などへの取り組みを進めることが重要です。

廃棄物の排出を抑制するため、「菰野町廃棄物の減量推進及び適正処理並びに環境保全に関する条例」を制定し、一般廃棄物処理実施計画を毎年作成して、広く廃棄物処理の方法について周知することに努めてきました。平成 29 年度から町内全域で資源物として剪定木、草、製品プラスチックの回収を開始しましたが、引き続き、3R（ごみの発生抑制、再使用、再生利用）の推進のため、現在の廃棄物の状況を把握し、長期的な視野を持って効率的かつ効果的に取り組んでいく必要があります。

清掃センターについては、20 年の延命目標とした基幹的設備改良工事を実施し、当面は十分な焼却処理を行うことができると見込まれますが、適正で良好な機能を維持するため、各設備、機器の点検整備を計画的に実施していくとともに、ごみの発生抑制、再利用を進めていくことが必要です。

● 目指す方向 ●

- ① 資源、エネルギーの有効利用を図ります
- ② 3R（発生抑制、再使用、再生利用）の促進を図ります
- ③ 廃棄物の適正処理に努めます

● 関連する個別計画 ●

- ・菰野町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(①)
- ・菰野町一般廃棄物処理実施計画 (②)
- ・菰野町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 (③)

● それぞれの役割 ●

| 町民・地域の役割 | 行政の役割 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの立場での地球温暖化防止に向けた取り組みを行う ・省エネに配慮するとともに、再生可能エネルギーの利用を心がける ・「ごみを出さない」ことを意識して、ごみの減量化に努める ・廃棄物、資源物の出し方のルールを理解し、実践する | <ul style="list-style-type: none"> ・町民や事業所に対し、それぞれの立場での地球温暖化防止に向けた取り組みを働きかける ・町の事務事業から排出される温室効果ガス削減への取り組みを強化する ・3Rを推進し、ごみ減量化に対する意識の高揚を図る ・自然環境や生活環境に影響が及ばないよう廃棄物を適正処理し清掃センター等の維持管理に努める |



3-1-5 排水対策

排水対策の推進

● 現状と課題 ●

当町の汚水処理については、経済性の比較を基本としつつ、公共用水域¹⁵の水質保全の重要性等の地域特性を総合的に勘案し、集合処理及び個別処理の区域判定を行っています。

公共下水道等の計画区域外については、浄化槽の普及促進に努め、設置に対し費用の一部を補助しています。こうした取り組みが、水質保全及び水質改善という形で、公共用水域の水質検査結果に表れています。

● 目指す方向 ●

- ① 汚水処理施設の充実を図ります
- ② 下水道事業の普及推進と健全な経営に努めます

生活排水処理施設については、令和8年度までで概ね整備を完了させていくという方針を国が打ち出しており、今後は、人口減少、経済性、整備時期等を踏まえ公共下水道等の適切な整備区域の見直しについても検討し、最終的に下水道が整備されない区域においては、浄化槽の整備を促すことが必要です。

設置された浄化槽については、適正に維持管理が行われていなければ、浄化機能の低下により公共用水域の水質汚濁につながることから、適正な維持管理が行われるよう啓発に努めるとともに、不適切な浄化槽に対しては県等の関係機関に是正の指導等について要請を行う必要があります。

公共下水道等の施設整備には多額な投資が伴うことから、経営基盤の強化、財政マネジメントの向上等が求められつつあります。

● 関連する個別計画 ●

- ・菰野町生活排水処理アクションプラン（①②）
- ・菰野町国土強靭化地域計画（①②）
- ・菰野町一般廃棄物処理基本計画（生活排水編）（①）
- ・菰野町公共下水道全体計画・事業計画（①）
- ・菰野町下水道事業経営戦略（②）

● それぞれの役割 ●

| 町民・地域の役割 | 行政の役割 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・排水対策に関心を持ち、家庭における排水処理の適正化に努める ・下水道への接続を積極的に行う ・下水道使用料の必要性を理解する ・浄化槽の維持管理を適正に行う ・汲取りトイレ、単独浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する | <ul style="list-style-type: none"> ・汚水処理の適正化に向けて、公共下水道、浄化槽の普及を促進する ・下水道施設の適正な維持管理に努める ・公共下水道等の健全な経営を目指し、供用開始区域内の家庭や事業所への啓発活動に努め、下水道接続の促進を行う |

安全な水の安定供給

● 現状と課題 ●

山間部の水道未普及地域への給水及び上水道と簡易水道の統合が平成28年度に完了したことから、今後は県企業庁から購入する水道水を有効に活用し、配水区域の見直しなどを行っていくことが必要です。近年は、給水戸数は増加しているものの、給水量は減少傾向にあり、施設の有効利用を図りながら今後も安全で安心できる水道水の安定供給を持続することが必要です。

施設の更新や整備については、下水道管布設等に合わせた老朽化が進む管路等の更新や、水道施設耐震診断結果に基づく耐震化を順次進めています。今後も次世代へ負担の先送りをすることなく、老朽化が進む施設等の更新や耐震化を行い、水道料金の適正化を図りながら安定的な給水の確保に努めることが必要です。

● 目指す方向 ●

① 安定供給に向けた体制づくりを進めます

② 水道施設の更新、整備を進めます

③ 運営の効率化を図ります

● 関連する個別計画 ●

- ・菰野町国土強靭化地域計画（①②）
- ・菰野町水道ビジョン（①～③）

● それぞれの役割 ●

| 町民・地域の役割 | 行政の役割 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・地域の水のおいしさを再認識し、水道水の利用に努める ・水道料金について関心を持つ ・漏水など異常を確認した場合、速やかに通報する ・有事の際には断水等に協力する | <ul style="list-style-type: none"> ・水道の安定的な供給を継続する ・老朽化が進む水道管の更新と耐震化に努める ・長期的な水道事業の安定経営を行うため、適正な水道料金の改正を行う ・老朽化が進む水道施設の更新、整備を適正に行う |



自然と調和した土地利用の推進

● 現状と課題 ●

やすらぎと潤いを育む豊かな自然や景観、優良な農地は、当町になくてはならないものであるため、無秩序な宅地化や農地転用を抑制し、自然・田園環境を保全する必要があります。

当町は、四日市都市計画区域に属しており、町域の約34%に当たる3,687haが都市計画区域に指定され、そのうち441.3haが市街化区域に区分されています。今後は、人口減少時代の進行を見据え、適正な市街地の規模や配置を検討し、計画的な宅地化や産業用地の創出、農地、山林の保全など、地区特性に応じた土地利用を進めが必要となります。

都市計画区域内の市街化区域については、市街地としての適切な密度を維持し、未利用地の宅地化を促進することが求められています。一方、市街化調整区域については、森林や農地は保全を基本とし、集落地域は計画的な土地利用を誘導して維持、活性化が求められています。また、菰野インターチェンジ周辺においては、都市機能の誘導による新たな拠点形成や周辺の自然環境と調和した産業振興を図る土地利用が求められています。

都市計画区域外については、市街化動向を注視しながら適正な土地利用への規制、誘導などの検討が必要となります。

住民は自らが居住する地域をより良い地域とするため、地域の住民同士の連携意識を高め、まちづくりに関心を持ち、主体的に関わるよう努めることが求められます。

● 目指す方向 ●

① 秩序ある土地利用を推進します

② 緑豊かな田園環境を保全します

③ 地域におけるまちづくりの促進を図ります

● 関連する個別計画 ●

・農業振興地域整備計画（①）

・菰野町都市マスターplan（①～③）

● それぞれの役割 ●

| 町民・地域の役割 | 行政の役割 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・地域におけるまちづくりに興味を持ち、地域の特性に応じたまちづくりができるよう主体的に関わる ・地域の課題を考える機会を持つ | <ul style="list-style-type: none"> ・土地の合理的な活用を図るため、町民の声を聞きながら、計画的な土地利用の誘導を図る ・町民が自ら判断し、自らの行動により地域の特性に応じたまちづくりができるよう支援する ・土地利用に関するルール（規制）の周知を図るとともに、適切な指導を行う |



道路網の整備、充実

● 現状と課題 ●

北勢地域では、新名神高速道路や東海環状自動車道などの整備が進められ、県境を越えた広域的な高速道路網が構築されつつあります。新名神高速道路については、平成31年3月に菰野インターチェンジが開設され、あわせて国道477号バイパスをはじめ、アクセス道路の整備が体系的に進められるとともに、町内の道路整備についても計画的に進められているところであります。

道路や橋りょうについては整備した後についても点検や維持、修繕などを継続して行う必要がありますが、こうした社会資本の長寿命化については、ライフサイクルコストの低減等だけでなく、災害時の動線確保の観点からも必要となります。

山間部に当たる湯の山地区の防災面の強化や観光拠点としての活性化を目的とした、国道477号と湯の山地区を結ぶ湯の山かもしか大橋についても供用が開始されたことにより、これからの湯の山地区の更なる活性化が見込まれます。こうした道路網の整備を観光や産業活動の活性化、生活利便性の向上につなげるため、用地未取得により道路整備の進捗が遅れている路線についても引き続き交渉を行い、段階的に道路ネットワークの充実を図るとともに、歩行空間の充実など人にやさしい道づくり、災害時に十分機能を発揮できる安全な道づくり、観光地としての景観に配慮した道づくりなど様々な観点での道路整備が求められています。

● 目指す方向 ●

- ① 道路環境の維持、向上を図ります
- ② 地域幹線道路の整備を進めます
- ③ 生活幹線道路、生活道路の整備を進めます
- ④ 高規格道路の整備を促進します

● 関連する個別計画 ●

- ・菰野町都市マスタープラン（①～④）
- ・菰野町道路マスタープラン（①～④）
- ・菰野町国土強靭化地域計画（①～③）
- ・菰野町橋梁長寿命化修繕計画（①）

● それぞれの役割 ●

| 町民・地域の役割 | 行政の役割 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・道路整備に興味、関心を持ち利便性を重視した道路整備を考える機会を持つ ・道路整備に関する地域の話し合いの場へ参加する ・道路整備事業への協力（用地買収、道路後退など）に対して理解する ・緊急性のある道路異常箇所の連絡に協力する ・自宅周辺の除草と除雪に協力する ・道路障害となる自身の敷地の樹木などの管理に努める | <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路、歩道等の計画的な整備を実施する ・災害時における緊急輸送路や避難路の確保に努め、災害に強い道路となるよう整備に努める ・道路管理者としての適切な維持管理を実施する ・全職員で町民と同様に道路異常について注意を払う ・緊急性のある道路異常について早急に対応する ・あらかじめ定められた主要な道路の除草、除雪を実施する |



公共交通ネットワークの充実

● 現状と課題 ●

高齢者の増加に伴う高齢者の危険運転による死亡事故の多発などを背景とし、公共交通機関は、ニーズの高まりをみせています。環境への負荷低減を図るといった観点からも、コミュニティバスをはじめとする、すべての交通が総合的に連携し、住民の移動を効率よく支える役割が求められています。また、同時に円滑で快適な輸送サービスの提供が受けられるよう、その安全性と質の確保も必要です。

地域における人間関係の希薄化を背景に、公共交通代替方法として考えられる地域での乗り合わせも困難であるため、高齢者が安心して運転免許証の返納ができるよう、今後は更なる町内交通ネットワークの充実が求められており、令和元年度に国土交通省が支援を行う全国19事業の一つに選定されたMa a S（マース）¹⁶の導入など、移動するための新たなサービスの提供についても推進する必要があります。

当町の公共交通機関は、町南部を東西に走る近鉄湯の山線の鉄道をはじめ、三重交通による路線バス、町によるコミュニティバス、オンデマンド交通ののりあいタクシーで構成されています。交通機能の充実と利便性の向上を図るために菰野駅前広場の整備を行いましたが、引き続き菰野駅周辺の環境整備を進めていく必要があります。

コミュニティバスは、「菰野駅」「けやき」をターミナルに主要施設などを結ぶ身近な交通手段として運行を行っています。運行開始より20年が経ちますが、今後は老朽化したコミュニティバス車両の更新を行っていく必要があります。さらに、利用者の利便性の向上を図り、社会情勢の移り変わりによるニーズの変化に対応するため、路線及び運行時刻の見直しを適宜実施し、運行状況等を検証した上で、コミュニティバスを中心とする新たな地域公共交通網を構築することが必要となっています。

● 目指す方向 ●

- ① 公共交通の利便性向上を図ります
- ② 公共交通の環境整備を進めます
- ③ 公共交通の利用促進を図ります

● 関連する個別計画 ●

- ・菰野町都市マスタープラン（①②）
- ・菰野町国土強靭化地域計画（②）

● それぞれの役割 ●

| 町民・地域の役割 | 行政の役割 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の利便性や改善点などを考えながら積極的に利用する ・公共交通機関の利便性や改善点などについて、利用者目線での意見を出す | <ul style="list-style-type: none"> ・利便性の向上を図るため、コミュニティバスの運行方法やルートを適宜、見直す ・事業者に対し、利用者の観点から改善等を積極的に働きかける ・公共交通機関の利用促進を啓発する |